

## 佐賀県空き家利活用コンテスト開催要領（案）

### 1. 趣旨

人口減少や核家族化が進む中、空き家は年々増加しており、適切な管理が行われない結果として、倒壊や屋根・外壁の落下など防災性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせており、空き家が危険な状態となる前に活用することが重要である。しかし、住宅取得予定者の多くは、中古住宅に対する隠れた不具合への不安や品質等への不満などから、中古住宅を選択する者が少なく、県内の中古住宅の流通は進んでいない。

内外装や間取りを一新した事例や、安価な改修事例など、中古住宅を利活用した好事例を収集し、県民に広く周知を行うことで、中古住宅に対するイメージの改善を図り、中古住宅の取得を促す。

### 2. 主催

佐賀県

### 3. 応募内容

中古住宅を改修し、現在も利用している事例

### 4. 対象中古住宅

コンテストの応募対象となる中古住宅は以下の全てに該当するものとする。

- (1) 改修前が、佐賀県内に建てられた一戸建ての専用住宅、兼用住宅又は併用住宅<sup>※1</sup>で、竣工から2年以上経過し、過去に居住歴があるもの（現在の用途は問わない）
- (2) 利活用のための改修工事を、平成27年（2015年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに完了したもの
- (3) 法令違反がないもの
- (4) 利活用事例として、県が公表するパンフレットやホームページ等で広報が可能なもの
- (5) 賞に選出された場合に（4）の広報物の作成のための取材等への協力が可能なもの

※1 併用住宅：居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの

※2 改修工事等：住宅の全部又は一部を修繕、補修、補強又は改修する工事

### 5. 応募資格者

応募資格者は応募物件の関係者のうち以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有者
- (2) 管理者

- (3) 入居者
- (4) 改修工事の設計者
- (5) 改修工事の施工者

※ (2) ~ (5) に該当する者が応募する場合は、選出された際の取材及び写真撮影、広報活動等における建物写真の使用について、所有者の同意が必要です。

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類

様式	内容
様式1	応募申込書
様式2	応募物件の概要
様式3	写真(改修前、改修後)
様式4	同意書※

※ 応募者が所有者以外の場合のみ。

### (2) 応募期間

令和7年9月～12月下旬

### (3) 応募・問合せ先

受託者

### (4) 応募方法

応募書類一式をメール、郵送又は応募先へ持参

## 7. 選考方法等について

### (1) 審査基準

次に掲げる審査項目について、審査委員が総合的に審査します。

- ア 既存住宅の良さが最大限活かされているか
- イ 空き家活用のアイデアに創意工夫が見られるか
- ウ 他者も「模倣したい」「取り入れたい」と感じられる改修であるか
- エ 要した費用が妥当であるか

### (2) 審査の方法

書類審査：審査委員で構成する審査委員会がすべての作品について書類審査し、入賞作品を決定します。

### (3) 審査結果

審査の結果については、応募者に書面で通知します。

## 8. 表彰

- ・最優秀賞 1点 賞状、副賞（空き家CMの利活用事例に採用、粗品）
- ・優秀賞 数点 賞状、副賞（粗品）

※応募者（所有者等、設計者または施工者のいずれか1名）に賞状及び副賞を進呈

※賞状、副賞は郵送するものとし、表彰式は行いません。

## 9. 事例集

(1) 応募された事例はパンフレット等の「事例集」としてまとめ、普及啓発に活用する

(2) 作成した事例集は応募者全員に贈呈する

## 10. 応募書類等の取扱い

(1) 書類の返却

応募書類（添付書類を含む。以下同じ。）は、原則として返却しません。

(2) 著作権等

応募書類に記載された情報及び使用された画像は、県ホームページをはじめとする広報活動に利用させていただく場合がありますので、無償、無条件でその使用を認めることを予め承諾するものとする。

(3) 個人情報

応募により取得した個人情報は、目的以外には使用しません。なお、前項に記載の広報活動に使用する場合は、物件の所在地（市町名まで）、設計者及び施工者の情報（住所、電話番号含む）、物件の画像以外は記載しません。